

(別紙3)

附帯条件及び留意事項

1. 附帯条件

- ① 令和5年7月3日をもって、採択グループの構成員である施工事業者の施越工事の承認を行ったものとみなし、交付決定以前でも着工できます。
- ② 令和5年7月3日より前に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）した住宅は、補助対象となりません。また、物件登録前には着工が必要です。
- ③ 地域型住宅グリーン化事業実施支援室のWEBサイトに掲載する「地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請等手続きマニュアル」（以下、「手続きマニュアル」という）に示された期限までに交付申請等の必要な手続きを行って下さい。なお、所定の期限までに交付申請等の手続きを行わない場合等は、補助金が交付されないことに留意して下さい。
- ④ こどもエコ活用タイプでは、本事業及びこどもエコすまい支援事業の予算執行状況により受付を締め切ることがあります。特に、こどもエコすまい支援事業は本事業より先行して先着順の交付申請が開始されていることに十分ご留意ください。
- ⑤ 適用申請書に記載された内容を評価して採択されましたので、記載内容に即して確実に実施して下さい。
- ⑥ 実績報告時の検査等において、補助対象条件を満たしていないことが判明した場合、補助金は交付されません。また、補助金交付後において、条件を満たしていないことが判明した場合、補助金は返還していただきます。
- ⑦ 補助対象住宅1戸当たり配分される補助金額は、通常タイプの本体部分に限り、募集要領及び本通知等に記載の額の範囲内で、5万円ごとに設定することが出来ます。
- ⑧ 補助期間終了後、本事業の取り組みに関する調査・評価のために、アンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。
- ⑨ その他の条件については、令和5年度版の「地域型住宅グリーン化事業グループ募集要領」及び手続きマニュアルによります。
- ⑩ ゼロ・エネルギー住宅型のうち、ZEH、Nearly ZEH、ZEH Oriented では、本事業により建設する住宅の施主または購入者に対して、エネルギー削減率を書面にて明示し、入居後14カ月間のエネルギー消費に関する報告と居住者アンケートの提出に協力していただきます。
- ⑪ こどもエコ活用タイプにおいては、加算部分についてもこどもエコ支援事業事務局による審査結果を踏まえて対応いたします。

2. 留意事項

- ① 本通知の内容につきましては、貴グループのすべての構成員に必ずご周知ください。
- ② 採択されたグループの適用申請書については、「地域型住宅グリーン化事業グループ募集要領」記載のとおり、提出された様式1から様式3を評価事務局ホームページで公開します。この公開は、消費者のグループへの信頼性向上、グループ間相互の情報交流による各グループの一層の取り組み強化、今後採択を目指すグループへの参考等に資することを目的としています。
- ③ 施主等を対象としてグループや所属工務店等の取組実態に関するアンケートを実施予定です。アンケートの結果は翌年度のグループ配分に反映させることがあります。詳細は別途評価事務局よりお知らせいたします。

以上